

被災住宅

判定士が応急危険度判定調査を行います



応急危険度判定について

大規模な地震により被災した建築物は、その後の余震などにより倒壊や外壁などの落下、付属設備の転倒などの二次災害を発生させる恐れがあります。

応急危険度判定は、このような被災建築物の危険性を応急的に判定することにより、人命にかかわる二次災害を防止することを目的としています。判定開始時期は災害発生後およそ2日目以降からです。

応急危険度判定士について

応急危険度判定士とは都道府県の認定登録を受けた行政職員やボランティアの民間建築士で、被災後、住宅の傾きやヒビなどを調査し、その危険度を判定します。



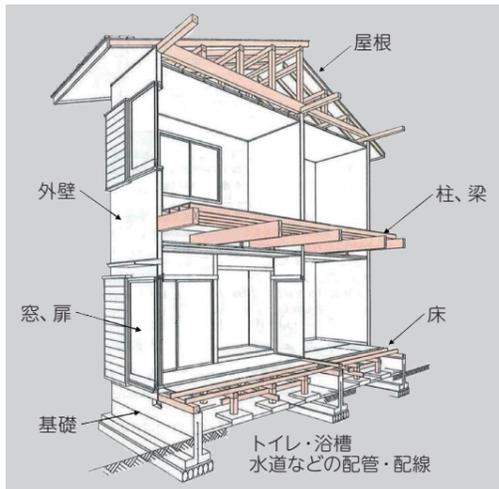
被害程度に応じた支援があります

被災住宅の応急修理に対する補助制度があります

被災後、生活を再建する上で最も重要となるのが住居の確保です。日常生活に必要な不可欠な部分について行う「応急的な修理」に対し補助をすることで、避難所などから早期に自宅に戻れるよう促すことを目的としています。

応急修理の対象について

- 応急修理の対象範囲は、次の基準で判断します。
- ①日常生活に必要な不可欠な部分の修理であること（左図に示す箇所など）
 - ②地震による被害の修理であること
 - ③柱の応急修理が不可能な場合で、壁を新設するなどの代替措置も可
 - ④内装に関するものは原則対象外
 - ⑤家電製品は対象外



▲応急修理の対象箇所



▲外壁の剥離、柱の傾き



▲屋根瓦の破損、落下

被害度	被害の程度	住宅全体に対する損害割合	損傷の例示	補助対象
大 ↑ ↓ 小	全壊	50%以上	倒壊、外壁・柱の重大な傾斜など	×
	大規模半壊	40%以上 50%未満	外壁の著しいずれ・はく落など	○
	半壊	20%以上 40%未満	屋根瓦の全面的なずれ・落下など	○
	一部損壊	20%未満	基礎部のわずかなひび割れなど	×

判定ステッカーの掲示

判定結果に応じたステッカーを建築物の玄関戸などの見やすい場所に貼り付け、表示します。このステッカーを表示することで建築物の居住者・利用者や付近を通行する歩行者に注意喚起します。

判定ステッカー	危険	要注意	調査済
判定内容	建築物の被害が大きく、使用や立入は危険です。	建築物に被害が認められますが、ステッカーに記載されている注意事項に留意することにより立入などが可能です。	建築物の被害は軽微であり使用可能です。ただし、余震などにより被害が進み、判定結果が変わる可能性があります。

ご注意を

大規模災害時は災害に便乗した悪質な業者による調査・強引な押し売りなどが起こることも想定されます。応急危険度判定は、市災害対策本部が実施を宣言した上で行われ、判定士は登録証を携帯し判定活動を進めています。不審な場合は、登録証の提示を求め、身分などを市対策本部へ確認するなどしてください。

その他の条件や補助限度額

所得制限やその他の条件については災害規模などに応じ、その都度決定します。平成28年の熊本地震では1世帯当たりの補助限度額は57万6千円でした。

被災後の住宅確保の流れ

